

第2回会合での主な発言の整理

(※) 敬称は略

1. 板垣委員説明「保障行政とは何か」

<説明>

- ・規制を厳しく及ぼすと、規制する側もコストが大変、規制される側も対応に追われ、国民の側、安全・安心の確保ではなく、規制官庁の側ばかりを向いてしまう
- ・規制を適度に間引き、ポイントを絞って、それ以外はある程度自主性に任せるのが、双方にとって望ましい。例えば、業界の自主規制ルールや、行政の情報・補助金・税制等による優遇により、規制の強度は緩やかで足りるようになる
- ・自主規制のメリットは、実践的・機動的なルール策定、自発的な履行。デメリットは、なれ合いのおそれ、業界内のインフォーマルな力関係の影響
- ・自主規制を公的な規制に取り込む方法もある。ルール制定の外部化（JIS）、監督機関の外部化（JAS）、証券業協会の自主規制の取り込みなど。ルール制定の外部化の課題は、チェックする行政官庁の専門知・現場知の確保。監督機関の外部化の課題は、監督機関のガバナンスの確保、情報公開や適正手続による透明化

<質疑>

○原子力業界との違い

- ・原子力のように関係者が少ない業界に適用する際の留意点は何か（山本）
→情報公開と適正手続により第三者による検証可能性を残すことが鍵（板垣）
- ・原子力の安全には、ただ事故を起こさなければいいのではなく、継続的な安全性向上をより多く担保する仕組みを作っていくことが重要。その中で規制行政がどう変容していくかがポイント（関村）
- ・真面目にやっている人がいい加減な人を排除したいというような、共通の敵が見当たらない原子力でも機能するか（伴）
- ・業界や規制機関に対する信頼があって働く仕組み。原子力は、業界も規制機関も社会から信頼されていない（伴）
- ・電力業界には、ダークサイドに陥りやすい、みんなでやらない方向に進んでいくとか、欠落を生みやすい組織構造があるのではないかと（亀井）
- ・極めて起きる可能性は小さいが影響の大きい事象に備えるために大きな投資をする判断は経営者にとって難しく、国がその判断を代替しているような面がある。そういう判断にどこまで保障行政的なアプローチが使えるか（更田）
- ・食品のように消費者が関与して企業を動かす可能性が考えにくい、便益が薄く広がる電力業界でも機能するか（勝田）

○制度の運用について

- ・業界の自主的取組の問題の1つはフリーライド。アメリカの共同規制では、フリーライダーには行政規制が直撃する。いざとなれば国家権力が厳しい規制をぶつけるが、自主規制が機能しているならそうはしないという組合せ（大屋）
- ・不確実性のマネージに関し、地震や津波など自然災害をどう考えるか、また、規制が逆に不確実性を増やす方向にならないためにどうしたらいいか（関村）
→審査基準の明確化、不利益処分理由の明確化など、行政に一定の手続的なルールを踏ませることが考えられる（板垣）
- ・こういう制度がうまくいっているかどうか、どう確認すればいいか（山本）
→ヒヤリハット等の細かい不適切事例の情報公開が鍵ではないか（板垣）
- ・業界と一括りにせず、業界をいかに分断するかが緊張感を生む大事なポイントになる可能性がある。個別の事業者のインセンティブ構造を見る必要（亀井）
- ・例示された「格付け」はインセンティブになるかもしれない。アメリカの原子力では、格付けが高いと保険料を安くするような仕組みもあるらしい（勝田）

2. 平野推進官（欠席。金子審議官が代理）説明「規制アプローチに関する国際動向」

<説明>

- ・アメリカのNEIMAの要求の趣旨は、新しい技術も受け止められるような、技術進歩に対する多様性、受容性のある規制のプロセスを作れということ
- ・そのためには仕様や性能だけでは規定し切れないので、ゴールを頻度－影響目標の形でセットするというフレームワークになっている
- ・頻度－影響目標のグラフには、上に超えてはいけないという線と、下は受容が可能という線の2本の線があり、その中間エリアがある。イギリスの安全評価原則でも同様で、中間エリアはALARP (As low as reasonably practicable) として、合理的に達成できる範囲でできるだけ低いリスクにするという考え方
- ・しかし、リスクは不確実性もあり、考慮できないものは評価もできないということで、リスクだけを考えてアプローチすることは実際には難しい面もある

<質疑>

- ・リスク・インフォームド、パフォーマンス・ベーストというのがインセンティブとしても働くか（山本）
- ・NEIMAのリスク曲線は等リスク曲線になっておらず、影響が大きいものはより許容できないことが特徴的。これを運用するには評価するリスクの確からしさが重要だが、外的事象の影響が大きい日本には適用が難しいアプローチ（更田）

3. 谷川専門職説明「議論の参考になると考えられる継続的改善事例」

<説明>

- ・過去の7つのバックフィットの事例を具体的に説明し、各事例ごとに、実務担当者として感じた制度的な課題を問いかけの形で提示

<質疑>

- ・「柏崎刈羽原子力発電所の審査知見を踏まえた対策」は、審査の中で事業者が新規提案してきたものを規制側が取り上げて基準化したという事例で、新規提案へのディスインセンティブになるのではないかという点で悩んだ（更田）
- ・バックフィット事例全体を包含する仕組みづくりもあり得るが、まずは、この事例はこう考えて判断したという意味決定のプロセスを見せることが重要（勝田）
- ・情報を共有することの重要性。保安院の指示文書や、米国のインフォメーションノーティスのような仕組みを、規制、被規制以外も使いつつやっていく（関村）
- ・よく分からないリスクへの対処は、専門家同士が議論を投げかけていく体制ができていくことが重要なポイント（関村）

4. 事業者との意見交換について

- ・リスクの見落とし、欠落を防ぐ工夫を、具体的に現場でどのようにしているのかを聞きたい。特に、組織運営や人事面での工夫（組織の構成、安全に携わる人の人事、リスクを見落とした人や見落としを発見した人への評価など）を聞きたい（亀井）
- ・資料2-3「議論の参考になると考えられる継続的改善事例」の問いへの考えを聞きたい。例えば、提案した取組が規制基準に取り入れられることへの考え（板垣）